

単 価 表

品目	品質規格	給油場所	予定数量 (ℓ)	単価 (円)	予定金額 (円)	備考
レギュラーガソリン	JIS K2202 2号	店頭	5,500			
合 計						

※ この表に記載する単価及び予定金額は、消費税及び地方消費税込みの価格とする。

- 1 油種の規格は、適法な規格（JIS）のものであること。
- 2 ガソリンの給油方法は、給油所において給油所のスタッフが車両もしくは携行缶へ給油する店頭渡しによるものとする。

仕 様 書

1 仕様

調達物品の品名・品質規格・予定数量・納入場所は下表のとおりとする。

油類単価供給契約（無鉛ガソリン）

官署名	給油場所	品目	予定数量（ℓ）
三八上北森林管理署	店 頭	レギュラーガソリン JIS K2202 2号	5,500
計			5,500

2 予定数量の異動

発注者の都合により契約物件の予定数量に異動を生じても、受注者は異議を申し立てないものとする。

3 納品確認

- (1) 受注者は発注者に契約物件を納入するときには、品目及び数量のほか、車両に給油する場合は登録番号を記載した給油納品書（以下「納品伝票」という。）を発注者に交付するものとする。
- (2) 発注者は、交付された納品伝票と品目及び数量を確認のうえ署名し、受注者にその受領書を交付するものとする。
- (3) 受領書の受領をもって、所有権は発注者に移転するものとする。
- (4) 納品伝票の記載事項中、数量を訂正したもの及び発注者の署名のないものは無効とする。

4 検査及び代金の請求

- (1) 受注者は、月ごとに給油数量をとりまとめ、発注者に提出し、検査を受けなければならない。
- (2) 代金の請求は、検査に合格した数量に契約単価を乗して得た金額を書面をもって発注者に請求するものとする。その際の端数処理は、油種ごとに1円未満を切り捨てとする。
ただし、この請求は契約期間中、月1回を超えることは出来ない。
- (3) 3月期の請求は早急に行うこととする。

5 予定数量増に伴う変更契約

- (1) 契約期間満了の日以前に、発注者の検査に合格し所有権の移転した数量が、当初の予定数量の10%を超える場合は、協議のうえ、変更契約をするものとする。

6 契約単価の変動による変動契約

- (1) その月の第3週の一般小売価格・給油所石油製品・週次調査（以下「週次調査」という。）の価格が、入札日の直前または直近の変更契約時の週次調査の価格に対して3.0円以上変動した場合は、協議のうえ契約単価を変更することが出来るものとする。
なお、週次調査の価格とは、経済産業省資源エネルギー庁が公表する「給油所小売価格調査」における青森県の調査結果とする。
- (2) 上記によらない契約単価の変更については、発注者、受注者協議のうえ、変更契約にて変更することができるものとする。

7 給油方法及び納品場所

ガソリンの給油方法は車両もしくは携行缶へ供給する店頭渡しによるものとする。